

備考	<p style="text-align: center;">果 結</p>
	<p style="text-align: center;">一他一般補修條と同様、内容に依り</p>

補・修・條・項

一 地主十作の対する倉敷郡倉敷町字播代に於ける補修申請田に因りて昭和九年度の十作料を三割五分減額する事

二 十作人口亦亦十作料の昭和十一年一月一日を以て此地主方の持参した種の本

三 昭和九年年度以降十作人より地主に土掛一割五分十作料は概算今年度迄延出上給ふ事但し十作人の為十作地より今移来。産者又は借合中此の限り

四 昭和九年十作料の十作地は地主の地を以て補修事件は昭和八年一月一日以前より十作料の十作地は地主の地を以て補修事件は昭和八年一月一日以前より

五 地主の意向に由りて十作料の協定不納の事由は地主の意向に由りて補修事件は昭和八年一月一日以前より

六 地主の意向に由りて十作料の協定不納の事由は地主の意向に由りて補修事件は昭和八年一月一日以前より

七 地主の意向に由りて十作料の協定不納の事由は地主の意向に由りて補修事件は昭和八年一月一日以前より

八 地主の意向に由りて十作料の協定不納の事由は地主の意向に由りて補修事件は昭和八年一月一日以前より

九 地主の意向に由りて十作料の協定不納の事由は地主の意向に由りて補修事件は昭和八年一月一日以前より

十 地主の意向に由りて十作料の協定不納の事由は地主の意向に由りて補修事件は昭和八年一月一日以前より